

監査委員公表第6号

住民監査請求に係る基づく監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果を別添のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

令和3年7月30日

寒川町監査委員	北村美仁
同	太田眞奈美

請求人 (略) 様

寒川町監査委員 北 村 美 仁
同 太 田 眞奈美

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和3年5月31日付けで提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、監査の結果を決定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により次のとおり通知します。

第1 請求人

住所 (略)
氏名 (略)

第2 請求の要旨

本件請求の要旨は、次のとおりである。（以下、原文のとおり。）

町が、㈱UCHINOに支払ったストリートスポーツの「普及推進事業費」は、不法・不当な公金の支出であり、住民に大きな損害を与えたので、今まで支払ったこの普及推進事業費の全額返還の措置を寒川町に求める。以下、その理由を具体的に述べる。

1) 町は、2019年5月から2020年9月末まで、「BMX」の練習場を経営する㈱UCHINO(証③)に対し、ストリートスポーツ(証②)の普及推進事業費を支出してきた(証④)。

町は、このストリートスポーツの普及推進によって「町の知名度が上がり、移住する生産年齢人口が増え、税収増になる」と説明している(証⑤)が、「この成果を出す裏付け」も「この事業による成果の測定方法」の説明もない。よって、この支出は経済性や効率性を無視した不当な出費である。

2) 町は、2020年10月1日に㈱UCHINOと、10月から6ヶ月間、事業委託費を支払う「ストリートスポーツの普及推進事業委託契約」を結んだが、10月の支払い期限ギリギリの2020年10月30日になってようやく、㈱UCHINOは、町内倉見地区の倉庫を造り変えてこの事業の対象となるスポーツ練習場「ザ・パーク・サムカワ」の営業を開始した。

しかし、この日は、県平塚土木事務所の「用途変更」の確認済証の交付日(同年11月6日)の前であった(証⑥)。つまり、違法な建築物である練習場を使って営業する事業に、町は普及推進費を支出したのである。これは、明らかに違法な、あるいは不当な公金の支出である。

3) 町は、2021 年 4 月 1 日に、当該練習場「ザ・パーク・サムカワ」を経営する㈱UCHINO に対し、1 年間に合計 1,645 万円を支出する「ストリートスポーツ普及推進事業委託契約」を新たに結んだ(証⑦)。

新しいスポーツである「ボルダリング (クライミング)」や「トランポリン」などの既存の練習施設に対して、町は公的支援を行っておらず、バスケットボールや野球など青少年向けのスポーツへの支援も年額 4 万円程度(約 1/40)と少ない(証⑧)。

この、主に BMX の普及推進に特化した㈱UCHINO に対する町の支援は、他の既存のスポーツへの支援に比べ突出して高額であり、不当な出費である。

第 3 請求人から提出された事実を証する書面

証①・2020 年 4 月 1 日に施行された「寒川町監査基準」

・2019 年 3 月 29 日、総務省の「監査基準について総務大臣が示す指針の策定について (通知)」(総行行第 110 号)にある監査基準 (案)

証② 「ストリートスポーツ」の概要の説明書

証③ ㈱UCHINO の「履歴事項全部証明書」

証④ ㈱UCHINO に対し、今まで行ってきた事業委託金の一覧

証⑤ 「この委託によって、町の知名度が上がり、町に移住する生産年齢人口が増え、税収増につながる」との、一般質問における町の答弁

証⑥ 「ザ・パーク・サムカワ」の概要

・この練習場の建物の所有者が、町内倉見地区の倉庫を、スポーツ練習場に用途変更申請を県平塚土木事務所に対し行った (確認証交付年月日が示された)「建築計画概要書」

・㈱UCHINO が、この「ザ・パーク・サムカワ」の営業を 2020 年 10 月 30 日から営業開始したことを示す、町の公報に掲載された写真など

証⑦ 2021 年 4 月 1 日㈱UCHINO と締結した、「ストリートスポーツ普及推進事業委託」契約の内容 (公文書公開請求によって公開されたもの)

証⑧ 2019 年度 (令和元年度) の、スポーツ振興を目的に支出された町の補助金の一覧表 (学校教育費として支出されたものを除く)

第 4 請求の受理

本件請求は、令和 3 年 5 月 31 日に提出され、請求要件を具備していると認め、同年 6 月 10 日にこれを受理決定した。

第 5 監査の実施

1 監査対象部課

学び育成部スポーツ課、企画部企画政策課

2 請求人の陳述及び証拠提出

法第 242 条第 7 項の規定により、令和 3 年 6 月 22 日に陳述の機会を設け、請求人の陳述を聴取した。また、資料の一部訂正と参考資料が追加提出された。

3 関係職員調査及び関係資料の提出

法第 199 条第 8 項の規定により、令和 3 年 7 月 2 日に関係職員から事情を聴取した。
また、学び育成部スポーツ課より関係資料の提出があった。

4 監査対象事項

監査請求書から本件請求の趣旨を次のように解し、監査対象事項とした。

- (1) ストリートスポーツ推進事業が「経済性」や「効率性」を無視した不当な支出であることについて
- (2) 違法建築物を使用して営業する事業への支出は違法、あるいは不当な支出であることについて
- (3) ストリートスポーツ普及推進への支援は既存スポーツへの支援と比べて突出して高額であり不当な支出であることについて

※ なお、上記監査対象事項中、請求日において 1 年を経過している財務会計上の行為については、法第 242 条第 2 項の規定により監査の対象から除外する。

第 6 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項に関し、請求人の陳述及び関係職員への事情聴取や関係資料に基づいて得られた事実関係は次のとおりである。

(1) ストリートスポーツ普及推進事業について

寒川町人口ビジョン（平成 28 年 3 月策定）によれば、町の人口は主に 20 代の若い世代で転出超過になっており、若い人の転出を抑制し、転入を促進することが課題となっている。こうしたことから町は課題解決に向け、町の「認知度向上」のためのイメージアップが必要であると考え、若い世代をターゲットにしたスポーツの活用に着目してきた。

親子でできるスポーツを模索する中で、寒川町出身で世界的に活躍する BMX の畠山紗英選手とのコラボレーションにより、BMX の専用コースである「パンプトラックさむかわ」を平成 30 年 10 月、さむかわ中央公園に設置し、町のイメージアップを図った。

また一方で、これまで神戸で開催していたストリートスポーツの世界大会である「アークリーグ」を誘致することとし、平成 31 年 4 月に同大会をさむかわ中央公園で開催し、町の認知度向上やタウンセールスに繋げた。

この大会が町の認知度向上に有効であったことから、これを一過性で終わらせることなく、更なるストリートスポーツの普及促進に向け、令和元年 5 月から休止中の町営プールを活用し、ストリートスポーツ普及推進事業を開始した。その委託先は BMX のトッププロであり、アークリーグのオーガナイザー（主催者）が代表取締役を務める株式会社 UCHINO である。

このストリートスポーツ普及推進事業の成果については、数値的な目標は設定されていないが、施設の利用者数は月平均（延べ）で令和元年度 183 人、令和 2 年度 206 人、令和 3 年度（5 月 31 日現在）303 人と年々増加している。

また、ストリートスポーツ普及推進による広告宣伝効果については、算出されていないが、「アークリーグ」世界大会の町の認知度向上への効果について町は約 2 億円と捉えている。

(2) 「THE PARK SAMUKAWA」について

平成 31 年 4 月に開催した「アークリーグ」世界大会を盛り上げるため、休止中の寒川町営プールを活用し、ストリートスポーツの普及啓発活動を実施していたが、令和 2 年度からプールを再整備するため、活動の拠点を移転することとなった。

なお、町はストリートスポーツを通じて町のイメージアップなどを図るため、ストリートスポーツの複合施設である（仮称）寒川町フラットパーク整備事業を令和 2 年度一般会計当初予算に計上し、議決を経たが、新型コロナウイルス感染症拡大による経済対策を優先するために事業を延期することとし、令和 2 年度一般会計補正予算（第 2 号）において、建設費の全額を減額している。

そこで、令和 2 年 5 月に町内の岡田地区に仮の練習拠点を整備し、事業を実施しながら今後の事業展開を検討したところ、㈱UCHINO から民間事業者が所有する既存の倉庫をリニューアルし、トップアスリートも練習できるような、これまでにないストリートスポーツ施設の整備について提案があり、同年 11 月に町内の倉見地区に日本唯一のスケートボード、BMX フラットランド専用屋内型パーク「THE PARK SAMUKAWA」をオープンさせた。

当該施設は、東京 2020 オリンピックに出場するトップアスリートが自らコースの設計に携わり、練習拠点としており、また、トップアスリートや利用者による SNS での魅力の発信が「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年 3 月策定）」で移住・定住のターゲットとしている「生産年齢層の子育て世代」いわゆるファミリー層へのアプローチ（情報発信）にもなっている。

当該施設の整備にあたっては、建物所有者による倉庫からスポーツ練習場（BMX 及びスケートボード）への用途変更の建築確認申請が遅れたことで、建築確認済となる前に賃貸借契約に基づき施設の引き渡しが行われたが、建築確認済証が交付されるまでの間は通常の営業を控えていた。

なお、用途の変更については、倉庫内に練習用のセクションや受付の設置など内装の変更を行うもので、建物の改修工事などは行っていない。

「THE PARK SAMUKAWA」に係る建築確認の手続きと事業開始までの流れ

令和 2 年	10 月 30 日	建築確認申請
	10 月 31 日	内覧の実施
	11 月 1 日	施設のオープン（ホームページで告知）
	11 月 6 日	確認済証の交付 営業開始

(3) スポーツ団体への支援について

ストリートスポーツ普及推進事業は町の委託事業であるが、「委託」とは行政が行うべき事業を代わりに受託した機関、団体などが請け負うものである。これに対し、

既存のスポーツ団体への支援は補助金の交付であり、「補助」とは行政が事業を直接行うものではないが、公益上必要な領域において対象となる団体や個人に財政的援助をするものである。

ストリートスポーツ普及推進事業委託費は町が事業主体として行う事業に対し、必要な経費を支出するものであり、既存のスポーツ団体へ交付される補助金とは性格を異にする。

また、町はサッカーや野球ができる広場や、体育館等の施設整備、維持管理にも相当の支出をしている。

2 監査委員の判断

(1) 住民監査請求制度について

法第 242 条第 1 項は、本町職員等による財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実（以下「当該行為」という。）があると認めるときは、本町民が監査を求め、町が被った被害を補填するために必要な措置を講ずることができる住民監査請求について規定している。

この住民監査請求の対象となる当該行為は、「町に何らかの損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならない」とされている。しかし、請求人は本件請求において、ストリートスポーツの普及推進事業費は、不法・不当な支出であり住民に大きな損害を与えたと主張しているが、請求書類及び事実を証する資料や陳述においても住民が受ける損害については明らかにしていない。

したがって、当該行為による町が被った損害について、具体的に摘示しているとは言えないと解される。

(2) 町の知名度が上がり、移住する生産年齢人口が増え、税収増になるという説明に「裏付け」や「成果の測定方法」がなく経済性や効率性を無視した不当な支出であることについて

ストリートスポーツ施設の利用者数は、コロナ禍にありながら年々増加している。

また、トップアスリートが「THE PARK SAMUKAWA」を通じて SNS など町で町の魅力を発信しており、利用者である子育て世代の SNS による口コミの効果も大きく、いわゆる地方創生の総合戦略である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標として掲げる「さむかわを知ってもらい、新しい人の流れをつくります」の趣旨に沿った「町の認知度や魅力の向上」に効果を上げていると考えられる。さらには、東京 2020 オリンピックにおいて、新たに競技種目として加わったスケートボード(ストリート)で、男女ともに日本人が金メダルを獲得しており、ストリートスポーツに対する更なる魅力と今後の展開に期待が寄せられている。

こうしたことから、「成果の測定方法」が具体的に示されていないものの、経済性や効率性を無視した不当な支出とは認められない。

(3) 違法建築物を使用して営業する事業への支出は違法、あるいは不当な支出であることについて

「THE PARK SAMUKAWA」は、ストリートスポーツ普及推進事業の受託者である㈱ UCHINO が倉庫からスポーツ施設に用途変更した建物を借り、事業の拠点として営業

しているものである。

請求人は「THE PARK SAMUKAWA」が営業を開始したのは建築確認済証の交付前であり、違法な建築物を使って営業する事業への支出は違法な、あるいは不当な支出であると主張しているが、建築確認の手続きや用途変更の内容については、建物への改修工事はなく、倉庫内の床に競技のためのセクションや受付の備品などを取り付けたことを確認した。

また、10月31日の内覧後、11月1日から11月5日までは一般開放やデモンストラーションを行い、建築確認済証が交付された11月6日から営業を開始している。

建築確認申請が遅れたことにより、用途変更の建築確認済証が交付される前にスポーツ練習場としての利用が行われることになり、手続き違反の状態となったが、実態としては建物自体への改修工事はなく、営業も建築確認済みとなってからであることから、当該建築物を使用した事業への支出が違法、不当とまでは言えない。

- (4) ストリートスポーツ普及推進への支援は既存スポーツへの支援と比べて突出して高額であり不当な支出であることについて

ストリートスポーツ普及推進事業の支出科目は委託料であり、町が事業の主体となってその経費を支出しているものである。一方、他の既存のスポーツ団体への支援はあくまでも補助金の交付であることからその性格を異にするものであり、これらの支出額を比較して額が突出して大きいことが不当とは言えない。

3 結論

以上の判断により、本件請求のストリートスポーツ普及推進事業の全額返還措置については、請求人の主張には理由がないものとして棄却する。

第7 意見

本件請求に対する判断は前述のとおり請求人の主張には理由がないものとの結論に至ったが、当該請求の審査にあたり意見を述べたい。

- (1) 町民への説明責任について

町はスポーツや健康づくりの推進を図るほか、平成28年3月に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標の一つである町の認知度の向上を図り、交流人口の創出や移住・定住の促進につなげることを目的に「アークリーグ」の開催や「THE PARK SAMUKAWA」の開設などストリートスポーツの普及推進に力を入れてきたところであるが、今後は、さらに町民の理解を得るために、ストリートスポーツ普及推進事業の意義や効果について丁寧な説明を心がけ、説明責任を果たし、町政に対する信頼の確保に努められたい。

- (2) 委託事務の適正な執行管理について

ストリートスポーツ普及推進事業委託の業務内容としては、未経験者など多くの人がホイールスポーツを体験、練習できる場の整備、SNSなどを活用して魅力的な動画を発信すること、体験会、スクール、大会の開催などとなっているが、そもそも発注元である町が事業主体であることから、業務の成果や最終的な責任も町に帰属するものである。

したがって、発注元である町は、業務の内容や役割分担、経費負担、さらには求める成果を明確にし、委託料の積算に見合った仕様書を作成して契約を締結するなど、適正な事務の執行に努められたい。

また、町は契約締結にあたり、請求人はもとより町民から特定の者に偏った支援を行っているといった疑念を抱かれないよう透明性を確保するとともに、当該事業の検査・検収方法や成果、効果の測定方法についても検討を進められたい。

「THE PARK SAMUKAWA」については、倉庫をスポーツ施設に用途変更をする際の建築確認申請の手続きが遅れたことから、営業日を遅らせるといった対応が発生しており、今後はこうした事態が決して起きないよう受託者との連絡調整や現場の巡視を適切に行われたい。